

リユース促進に向けた懇談会（第2回）

空き家内の残置物のリユースに関する司法書士の取組み

令和7年3月14日
日本司法書士会連合会

司法書士の主な業務

不動産登記（売買、相続、贈与等）

商業登記（会社設立、役員変更、企業再編等）

簡易裁判所訴訟代理、裁判所提出書類作成

各種財産管理

空き家内の残置物に関わる業務

裁判所による選任

成年後見人
相続財産清算人
不在者財産管理人
所有者不明土地建物管理人

令和5年分取扱事件数＊
69,633件

依頼による受任

遺言執行
遺産承継
任意後見・任意代理

令和5年分取扱事件数＊
26,954件

＊ 日本司法書士会連合会集計

空き家内の残置物撤去の流れ

(1) 現金、証書類、写真・アルバム、手紙等の選別

(2) 換価できる物、できない物の分別

- ・ 着物、カメラ、貴金属、時計、家電
- ・ 美術品、古書
- ・ ピアノ、家具

(3) 処分、撤去